

京 都 大 学 再 生 医 科 学 研 究 所 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>(前 略)</p> <p>(所長)</p> <p>第3条 再生医科学研究所に、所長を置く。</p> <p>2 所長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。</p> <p>3 所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 所長は、再生医科学研究所の所務を掌理する。</p> <p>(協議員会)</p> <p>第4条 再生医科学研究所に、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。</p> <p>2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。</p> <p>(後 略)</p> | <p>(所長)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>4 }</p> <p>(副所長)</p> <p><u>第3条の2 再生医科学研究所に、副所長1名を置くことができる。</u></p> <p><u>2 副所長は、再生医科学研究所の専任の教授のうちから所長が指名する。</u></p> <p><u>3 副所長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する所長の任期の終期を超えることはできない。</u></p> <p><u>4 副所長は、所長の職務を助ける。</u></p> <p>(協議員会)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p> |